

平成 28 年 8 月 1 日

企業会計基準委員会 御中

公益社団法人日本年金数理人会
公益社団法人日本アクチュアリー会

「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」に対するコメント

拝啓 貴会益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会より平成 28 年 6 月 2 日に公表された「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」に関しまして、下記のとおりコメントを提出いたします。

敬具

記

1. 会計上の退職給付制度の分類について

第5項(分類の再判定)における「新たな労使合意に基づく規約の改訂の都度」の表現から、リスク分担型企業年金の分類の再判定をする際には、年金規約のみを判定の対象とするべきもののように見える。また、これによって、第3項(会計上の退職給付制度の分類)をはじめとして、本実務対応報告の全体で、年金規約のみが判定の対象とされている印象を読者に与えているように思われる。

しかし、掛金の引上げ、または、その検討をすることが、年金規約以外の社内規程・労使合意等で取り決められていることも考えられる。よって、分類の判定(および再判定)に際しては、年金規約のみを参照するのではなく、退職給付に関わる他の規程や合意等も確認して総合的に判断を行う必要がある旨を本実務対応報告に加えるべきである。

2. 制度間の移行及び終了の取扱いについて

本実務対応報告では、確定給付制度から「確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金」に移行する場合の会計処理を取扱っているが、以下について、取扱っていない。

「確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金」から確定給付制度に移行する場合の会計上の取扱い

「確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金」から確定拠出制度に移行する場合の会計上の取扱い

「確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金」を終了する際の会計上の取扱い

これらの制度間の移行及び終了は、いつでも起こりうることである。また、第5項の分類の再判定により「確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金」が確定拠出制度に分類されなくなった（確定給付制度に分類されることとなった）場合は、にあたりと考えられる。これらの点に関する検討が行われていないことは、リスク分担型企業年金の導入を検討する際の障害となると考えられることから、同時に手当てされるべきである。

以上